新宿区省エネルギー及び創エネルギー機器等導入補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、地球温暖化につながる温室効果ガスの削減に配慮した省エネルギー及び創エネルギー機器等（以下「機器等」という。）を、新宿区内（以下「区内」という。）において導入した者に対し、新宿区（以下「区」という。）が補助金を交付することにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　太陽光発電システム　建築物の屋根等に設置し、太陽光を利用して発電する装置をいう。

(2)　CO_2 冷媒ヒートポンプ給湯器　電動式ヒートポンプユニット及び貯湯ユニットから構成される給湯器をいう。

(3)　家庭用燃料電池　都市ガスから水素を取り出し空気中の酸素と化学反応させて発電させる燃料電池方式のコージェネレーションシステムで、発電のときに発生する熱を利用した給湯器をいう。

(4)　高反射率塗装　既存建物の屋上や屋根に塗料を塗布することによって、太陽光線を効率よく反射して、屋上や室内に熱をためにくくするものをいう。

(5)　断熱窓　住宅における既存の窓について、外窓交換、ガラス交換又は内窓を設置することにより断熱性能を高めるものをいう。

(6)　蓄電池システム　リチウムイオン蓄電池部に加え、インバータ等の電力変換装置を備えたシステムをいう。

(7)　LED 照明　発光ダイオードを使用した照明設備をいう。誘導灯・非常灯を含む。

(8)　高効率空調設備　東京都の中小企業向け省エネ促進税制の対象機器として指定を受けている空調設備であって、一般的に少ないエネルギーで大きな冷暖房能力を引き出すことができるものをいう。

(9)　中小企業者等　中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第２条第１項に規定する中小企業者及び個人事業者のうち、区内に事業所を所有し、若しくは所有しようとする者又は区内で事業を営む者をいう。

(10) 管理組合等　マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第２条第３号に規定する管理組合又は同条第４号に規定する管理者をいう。

(11) 個人住宅　住所として登録している区内の建築物（集合住宅等の専有部を含む。）をいう。

(12) 集合住宅　２以上の住戸を有し、共用部に係る電気契約がある区内の建築物をいう。

(13) 完了日　施工と支払のいずれも完了した日をいう。

（補助対象機器等の要件及び補助金の額）

第３条　補助金の交付の対象となる機器等の要件及び補助金額は、次の各号に定めるところによる。

(1)　機器等の要件にあっては個人住宅、集合住宅又は事業所の対象区分ごとに別表第１に定めるとおりとし、補助金額にあっては第５条に規定する補助対象経費と同表の補助金額の欄に掲げる額（事業所用の LED 照明又は高効率空調設備に係る補助金の交付を申請する者であって、当該申請時に再生可能エネルギー電力を施工場所で導入し、又は非化石証書若しくはグリーン電力証書を調達している者（以下「再エネ電力導入済等事業者」という。）にあっては、別表第２の補助金額の欄に掲げる額）とを比較して少ない方の額とする。ただし、補助金額については、１つの機器区分につき 1,000 円未満の端数を切り捨てるものとする。

(2)　導入する機器等は、未使用品であること。中古品やリース機器は対象外とする。

(3)　導入する機器等は、可搬式でないものであること。

(4)　集合住宅に太陽光発電システムを設置する場合は、集合住宅共用部にのみ電力を供給すること。

(5)　集合住宅に LED 照明を設置する場合は、集合住宅共用部の機器等を対象とする。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる対象区分に応じ、申請日時点において当該各号に定めるとおりとする。

(1)　個人住宅用

区内に住所を有する者で、当該個人住宅（所有者全員から当該機器等を設置又は施工することについて同意を得ているものに限る。）に自ら使用する目的で機器等を設置又は施工し、全額の支払まで完了していること。

(2)　集合住宅用

次のア・イのいずれかに該当する者とする。

ア　区内に集合住宅を所有している中小企業者等で、当該集合住宅（所有者全員から当該機器等を設置又は施工することについて同意を得ているものに限る。）に機器等を設置又は施工し、全額の支払まで完了していること。ただし、法人事業税又は個人事業税を滞納している場合は、対象外とする。

イ　区内にある集合住宅において、当該集合住宅に機器等を設置又は施工し、全額の支払まで完了した管理組合等であること。

(3)　事業所用

中小企業者等で、区内の事業所（所有者全員から当該機器等を設置又は施工することについて同意を得ているものに限る。）に補助対象機器等を設置し、又は施工し、全額の支払まで完了していること。ただし、法人事業税又は個人事業税を滞納している場合は、対象外とする。

２　施工完了日と支払完了日の間は１年以内であること。

３　過去に新宿区省エネルギー及び創エネルギー機器等導入補助金交付要綱に基づく同一の機器区分の補助を受けていないこと。

（補助対象経費の範囲）

第５条　補助対象経費は、機器等の設置又は施工に要した消費税抜きの経費とする。その範囲は、機器本体、部材及び架台の購入、取付け工事並びに施工に関する費用とする。

２　他の補助金制度への申請等により、補助金交付額の合計金額が補助対象経費を上回る場合は、補助対象経費を上限に補助金額を減額する。

３　クーポン、ポイント、金券、商品券（プレミアム付き商品券を含む）、振興券、手形、小切手、電子債権、仮想通貨等、法定通貨以外での支払分は補助対象経費から除外する。

４　補助対象経費の支払に伴いポイント等が付与された場合は、そのポイント等を現金に換算し、これに相当する金額を補助対象経費から減額する。

５　申請者自ら（法人の場合はその従業員）が機器等の設置又は施工を行い、正当な第三者が施工完了を証明できない場合、第１項の規定にかかわらず一切の費用を補助の対象としない。ただし、その申請者が業として当該機器等の設置又は施工を行っている者であることを証明できる場合に限り、補助対象経費の範囲とすることができる。（個人住宅用を除く）

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、施工及び支払の完了後に、補助金交付申請書（第１号様式）及び施工完了証明書（第２号様式）に、別表第３及び別表第４（再エネ電力導入済等事業者にあっては、別表第３から別表第５まで）に掲げる書類を全て揃えて、申請期間内に環境対策課に到着するよう提出しなければならない。

２　申請期間は、完了日の属する年度の申請受付開始日から終了日までとする。日付については別に区長が定める。

３　申請期間中に、予算の範囲を超えた受付日をもって申請の受付を終了する。

（交付決定）

第７条　区長は、第６条の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金交付決定通知書（第３号様式）又は補助金不交付決定通知書（第４号様式）により、申請者に通知するものとする。

（手続代行者）

第８条　申請者は、第６条の補助金交付申請について、対象機器等を販売する者等（以下「手続代行者」という。）に対してこれらの手続きを依頼することができる。

２　手続代行者は、依頼された手続きを、誠意をもって実施するものとする。

３　区長は、手続代行者が本要綱の規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対して代行の停止を求めることができる。

（補助金の請求）

第９条　第７条の規定により補助金交付決定通知を受けた者は、速やかに補助金交付請求書（第５号様式）を提出し、補助金の交付を受けるものとする。

（交付決定の取消及び補助金の返還等）

第１０条　区長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1)　虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2)　国・都・その他補助金額の変更によって区の補助金額に減額が生じたとき。

(3)　この要綱の規定に違反したとき。

２　区長は前項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、交付決定取消通知書（第６号様式）により速やかに通知する。また既に補助金が交付されているときは、返還命令通知書（第７号様式）にて期限を定めてその返還を命じるものとする。

（調査等）

第１１条　区長は、補助金に関し必要があると認めるときは、申請者から報告を求め、又は、自ら調査を実施することができる。

（協力）
第１２条　区長は、この要綱による補助を受けて機器等を設置又は施工した者に対し、必要に応じて個々に関する資料の提供その他の協力を求めることができる。

（特例措置）
第１３条　前年度の補助要件に基づき行った施工で、完了日が申請年度となった場合、補助要件に前年度から変更等があった場合には、前年度補助要件に基づき処理を行うこととする。

（雑則）
第１４条　この要綱に定めのない事項は、新宿区補助金等交付規則（昭和 45 年新宿区規則第７号）の定めるもののほか、環境清掃部長が定める。

附　則
この要綱は、令和６年４月１日から施行する。
附　則
１　この要綱は、令和６年５月１日から施行する。
２　この要綱の施行の際、この要綱による改正前の第１号様式の規定により作成した用紙で現に残存するものは、この要綱による改正後の第１号様式の規定にかかわらず、なお当分の間使用することができる。
附　則
この要綱は、令和６年１２月２日から施行する。
附　則
この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

対象区分	機器区分及び補助要件（条件を全て満たすもの）	補助金額 （1,000 円未満切り捨て）
個人住宅	●太陽光発電システム 一般財団法人電気安全環境研究所(JET)若しくは、IECEE(国際電気標準会議電気機器・部品適合性試験認証制度)に基づく認証機関による太陽電池モジュール認証をうけたもの	合計出力 1kW あたり 100,000 円(※1) (上限 300,000 円)
	●CO_2冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート) JIS 基準(JIS C9220)に基づく年間給湯保温効率(ふろ保温機能あり)が 2.8 以上のもの、又は JIS 基準(JIS C9220)に基づく年間給湯効率(ふろ保温機能なし)が 2.9 以上のもの。ただし、次に掲げる機器については年間給湯効率、又は年間給湯保温効率が 2.7 以上であること ①薄型２缶タイプ　②角型１缶タイプ　③容量が 200ℓ以下の小容量タイプ(一体型タイプ含む) ④多機能タイプ	定額 100,000 円
	●家庭用燃料電池(エネファーム) 一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)に登録されているもの	定額 100,000 円
	●高反射率塗装(屋根又は屋上) ⑴JIS K5675(屋根用高日射反射率塗料)適合品又は日射反射率(近赤外線領域)50%以上を有する塗料を用いていること(※2) ⑵居室上の屋根、屋上部分について施工すること(屋根・屋上立ち上がり部分を含む。天窓部分は除く。)	施工面積１㎡あたり 2,000 円(※3) (上限 200,000 円)
	●断熱窓 ⑴既設窓の改修であること ⑵外窓交換、内窓設置又はガラス交換であること ⑶一室単位での施工であること ⑷熱貫流率が 4.65W/㎡・K 以下に改善されること	施工経費(税抜)の 25% (上限 100,000 円)
	●蓄電池システム ⑴一般社団法人環境共創イニシアチブが補助対象機器として指定しているもの、又は同等と認めるものであること ⑵太陽光発電システム、又は家庭用燃料電池(エネファーム)と常時接続されていること	蓄電容量 1kWh あたり 10,000 円(※4) (上限 100,000 円)
集合住宅	●太陽光発電システム 個人住宅と同要件 （集合住宅用太陽光発電システムの設置は、電力を共用部分等に系統連携する場合のみ対象）	合計出力 1kW あたり 100,000 円(※1) (上限 300,000 円)
	●共用部 LED 照明 ⑴照明器具の取り付け方が、つり下げ形、じか付け形、埋込み形、又は壁付け形のものであること(卓上スタンド、その他のコンセント設備を使用するものは除く) ⑵既設照明器具から LED 照明器具への交換工事を伴うこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外とする。 ①LED 照明器具から LED 照明器具への交換 ②既設照明器具にそのまま LED ランプを装着すること ③既設照明器具の一部を改造する工事 ⑶消費電力が同等以下の機器への交換であること。	施工経費(税抜)の 50% (上限 300,000 円)
事業所	●太陽光発電システム 個人住宅と同要件 （事業所用太陽光発電システムの設置は、電力を事業所に系統連携する場合のみ対象）	合計出力 1kW あたり 100,000 円(※1) (上限 800,000 円)
	●LED 照明 集合住宅と同要件	施工経費(税抜)の 50% (上限 500,000 円)
	●高効率空調設備 エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機 ⑴東京都の中小企業向け省エネ促進税制対象機器として登録されている型番の機器であること。(室内機及び室外機の組み合わせ（セット型番）として登録されている機器の場合は、当該組み合わせでの同時の交換であること。) ⑵従来機からの交換であること(APF(通年エネルギー消費効率)が同等以上の機器への交換であること)	施工経費(税抜)の 50% (上限 500,000 円)

※1　出力（kW）は小数点第三位以下を切り捨てとする。
※2　日射反射率とは、第三者機関によって以下の試験方法・仕様に基づき測定されたものとする。
(1)　試験方法
JIS K5602（塗膜反射率の求め方）に従うものとする。
ただし、以前 JIS R3106(板ガラス類の透過率・反射率・放射率・日射熱取得率の試験方法)又は JIS A5759（建築窓ガラス用フィルム）に従って、測定・算出した資料があれば、その結果を使用することができる。
(2)　試験体仕様
溶融亜鉛メッキ鋼版 50mm×50mm（厚さ 1mm）に灰色（JIS Z8102:2001(物体色の色名に基づく)N6(マンセル表色系で明度が 6 の無彩色)の塗料を各メーカーの定める仕様に基づき塗布したもの。
注：ただし、試験体仕様と異なる色の塗料等については、当該塗料等と同等の製造技術により製造された塗料等が上記(1)及び(2)に定める方法により測定された結果をもって、当該塗料等の測定結果と推定する。
※3　施工面積は、見積書及び内訳書の写しに記載された数値と、施工面積（屋根・屋上部分）の確認ができる図面に記載された数値とを比較して低い方の値とし、その面積（㎡）は小数点第三位以下を切り捨てとする。
※4　蓄電容量（kWh）は一般社団法人　環境共創イニシアチブが認定した蓄電容量とする。

別表第２（第３条関係）

対象区分	機器区分	補助金額 (1,000 円未満切り捨て)
事 業 所	●LED 照明	施工経費(税抜)の 70% (上限 500,000 円)
	●高効率空調設備	施工経費(税抜)の 70% (上限 500,000 円)

別表第３（第６条関係）

対象区分			対象区分別の提出書類	
個人	集合	事業所	支払日又は領収日が記載された、機器等の設置又は施工に係る領収書の写し （宛名・宛先が申請者と同一であり、見積書の金額と一致しているもの）	
個人	集合	事業所	国・都・その他補助金を併用する場合は、その補助内容及び補助金額が決定していることがわかる交付決定通知書等の写し	
個人	集合	事業所	機器等の設置又は施工に係る見積書及び内訳書の写し （宛名・宛先が申請者と同一であり、機器のメーカー、型番、個数等が記載されたもの）	
個人	集合	事業所	仕様及び補助要件を満たしていることが確認できる機器等のパンフレット等（該当箇所の頁全体）の写し	
個人			機器等を設置又は施工した個人住宅に住所を有していることが証明できる以下の⑴・⑵のいずれか ⑴有効期限内のマイナンバーカード（住所記載面）、運転免許証（両面）、健康保険証（両面）、健康保険の資格確認書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証（両面）の写し（住所が印字されているものに限る。健康保険証は令和７年１２月１日までの申請に限る。） ⑵発行後３か月以内の住民票の写し等現住所が印字されている公的な証明書	
個人	集合	事業所	機器等の設置又は施工場所の住宅・事業所の所有者全員（申請者を除く）の機器等を設置又は施工することについての同意書（施工完了日以前の日付のものに限る。） （所有者が申請者のみである場合は不要）	
	集合	事業所	以下の⑴・⑵のいずれか（申請者が管理組合等である場合及び賃借している又は使用貸借契約で借り受けている集合住宅・事業所の場合は⑵に限る。） ⑴発行後３か月以内の機器等の設置又は施工場所にかかる不動産（建物）の登記簿謄本（現在事項証明書又は履歴事項証明書）の写し ⑵申請者名、設置又は施工場所、発行者名が記載されている発行後３か月以内の公共料金の「お知らせ」等の写し。（支払を申請者以外の者（管理会社や建物所有者等）が行っている場合はその支払に係る契約が確認できる賃貸借契約書や委託契約書等の写しを併せて提出すること）ただし、集合住宅の場合は共用部、事業所の場合は当該機器等を使用する部分に係るものであることがわかること。	
		事業所	事業所が存在することの確認できる書類の写し	
	集合	事業所	申請者自ら（法人の場合はその従業員）が機器等を設置又は施工した場合、申請者が業として当該機器等の設置又は施工を行っている者であることを確認できる書類	
	集合		管理組合等	機器の設置又は施工に係る決議書、又はこれに代わるもの （施工完了日以前の日付のものに限る。）
	集合	事業所	中小企業者等	発行後３か月以内の最新の決算年度の法人事業税又は個人事業税の納税証明書の写し （個人事業税が非課税の場合は、直近の確定申告書の写し）

別表第４（第６条関係）

対象区分	機器区分別の提出書類
個人住宅	●太陽光発電システム ⑴一般財団法人電気安全環境研究所(JET)若しくは、IECEE(国際電気標準会議電気機器・部品適合性試験認証制度)に基づく認証機関による太陽電池モジュール認証をうけていることが確認できる資料。ただし、パンフレット等に明記されている場合は省略可。 ⑵施工完了後の写真(太陽電池モジュールの枚数が確認できるもの)
	●CO_2冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート) ⑴施工完了後の写真(設備全体及び型式番号等が確認・判読できるもの)
	●家庭用燃料電池(エネファーム) ⑴一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)に登録済の機種であることが確認できる資料 ⑵施工完了後の写真(設備全体及び型式番号等が確認・判読できるもの)
	●高反射率塗装(屋根又は屋上) ⑴施工面積(屋根、屋上部分)の確認ができる図面(手書き可)。天窓部分は施工面積に含めない。 (見積書に記載された施工面積の算出計算式及び計算式に使用した数値が記載されているもの) ⑵施工完了後の写真
	●断熱窓 ⑴窓の位置及び数量が確認できる図面(手書き可) ⑵施工完了後の写真 ⑶断熱窓の出荷証明書等(事業者名、現場名、出荷日、品名が記載されているもの)
	●蓄電池システム ⑴一般社団法人環境共創イニシアチブが補助対象機器として指定している機器であること、又は同等であることが確認できる資料 ⑵太陽光発電システム又は家庭用燃料電池(エネファーム)が設置されていることが確認できる写真。ただし、蓄電池システムと太陽光発電システム又は家庭用燃料電池(エネファーム)を同時に交付申請する場合は省略可。 ⑶施工完了後の写真(設備全体及び型式番号等が確認・判読できるもの)
集合住宅	●太陽光発電システム ⑴一般財団法人電気安全環境研究所(JET)若しくは、IECEE(国際電気標準会議電気機器・部品適合性試験認証制度)に基づく認証機関による太陽電池モジュール認証をうけていることが確認できる資料。ただし、パンフレット等に明記されている場合は省略可。 ⑵共用部への接続図面(手書き可) ⑶施工完了後の写真(太陽電池モジュールの枚数が確認できるもの)
	●共用部 LED 照明 ⑴取り付けたすべての機器の内容が確認できる書類（施工完了証明書裏面に交換機器内容を記載）
事業所	●太陽光発電システム ⑴一般財団法人電気安全環境研究所(JET)若しくは、IECEE(国際電気標準会議電気機器・部品適合性試験認証制度)に基づく認証機関による太陽電池モジュール認証をうけていることが確認できる資料。ただし、パンフレット等に明記されている場合は省略可。 ⑵事業所への接続図面(手書き可) ⑶施工完了後の写真(太陽電池モジュールの枚数が確認できるもの)
	●LED 照明 ⑴取り付けたすべての機器の内容が確認できる書類（施工完了証明書裏面に交換機器内容を記載）
	●高効率空調設備 ⑴東京都の中小企業向け省エネ促進税制対象機器として登録されていることが確認できる資料 ⑵取り付けたすべての機器の内容が確認できる書類（施工完了証明書裏面に交換機器内容を記載） ⑶施工完了後の写真(室内機及び室外機両方の設備全体及び型式番号等が確認・判読できるもの)

別表第５（第６条関係）

対象区分	再エネ電力導入済等事業者の提出書類
事業所	●LED 照明　●高効率空調設備 以下の⑴・⑵・⑶のいずれか ①　以下の①・②の両方 　①　施工場所で再生可能エネルギー電力を導入していることがわかる電力会社との契約書の写し 　②利用状況のわかる発行後３か月以内の請求書または「お知らせ」等の写し ⑵太陽光発電システムを事業所に導入している事のわかる資料(契約書・図面・写真等)の写し ⑶証書有効期限内の非化石証書権利確定済残高証明書の写し又はグリーン電力証書の写し及び

	利用期間が年度内であることがわかる資料等の写し